

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	5. 各地区のゾーニング（整備イメージ）	新規通学路の整備について、他地区からの人の流入（学生含む）が増加することが懸念されることから通路は作らないでいただきたい。 今川の子どもたちの安全を守るということであれば信号を歩車分離にするなど方法はあると思う。	A	今川地区から入船小学校・中学校に通う生徒は、境川わかしお歩道橋を利用して通学しておりますが、自転車や自動車の交通量が多く、接触事故が発生するなどの課題を抱えております。 浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画（素案）（以下、基本計画（素案）とします）では、生徒の安全性を確保するため入船地区の緑道の一部から県道側へ通行可能とする案を示しておりましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
2	6. 基本計画 1) 今川地区	現在、今川三丁目側では、護岸を抜けて県道に出られるのは3箇所です。自転車を利用できるのは2箇所となっている。 計画では県道側に出る出口が減っており、自転車での通行が多い場所なので、①県道側に出る出口を増やす②自転車がスピードを出しすぎないように工夫を施した出口にするなどが必要だと考える。 現在の3箇所の出口を倍の6箇所に増やしていただきたい。	B	高洲地区には、今川地区の住民が利用する災害時の指定避難場所や幼稚園・保育園等があることから、通行可能箇所を3箇所整備しております。 基本計画（素案）では、他地区からの人の流入を抑制し、現在の住環境を維持する観点から、既存の3箇所を維持するよう計画を修正しました。 なお、出入り口の構造については、基本設計・実施設計の際の参考とさせていただきます。	P7～9 今川地区基本計画図 P11 施設整備の考え方
3	6. 基本計画 1) 今川地区	住宅前の歩道が0.7mとあるが、現在の歩道は均一ではなく、もっと狭い所や段差などがあるため、 車椅子やベビーカーの通行は出来ない。 歩道と雨水マス、車道を平らにする工事をして歩道の位置に白線を引くのはいかがか。段差が解消されて、平坦であれば車いすの高齢者も外出しやすくなると思う。	E	市道側の歩道については、参考意見とさせていただきます。	P7～9 今川地区基本計画図 P11 施設整備の考え方
		防音壁を設置予定の奥の植樹帯に、貝塚伊吹が並んでいるが、樹木の間隔が広く、県道を通るトラックなどが見える状況となっている。 また、道路工事のために旧護岸をすでに撤去した箇所は貝塚伊吹を伐採しているため、早急な植樹をお願いしたいと思う。 植樹帯の場所は、浦安市の市有地ですので、常緑高木によりグリーンベルトが出来るように希望する。 騒音対策や県道の目隠し、車から排出される二酸化炭素の吸収のためにも役立つ。	B	基本計画（素案）P7～9「今川地区基本計画図」において、周辺に植栽を増やすことを位置づけております。	

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		遊歩道左右の低木の植樹には、雑草が極力生えないような、管理のしやすい計画をお願いしたい。	E	基本設計・実施設計の際の参考とさせていただきます。	
		県道を通る東京ベイシティバスを利用する住民は多く、近隣の高齢者の足として入船橋バス停は重要な役割を果たしている。 バス停近くに遊歩道からの通路を計画していただきたい。 通路を作る際の防音壁の置き方にも工夫が必要になると思う。	E	遊歩道から県道側への通路については、基本設計・実施設計の際に有効活用できる箇所となるよう参考とさせていただきます。	
4	6. 基本計画 1) 今川地区	浦安は市民農園が市内にないことから、今川側のこの跡地に是非、市民農園、家庭菜園を作って頂きたい。 公園化して景観も大切だが、今川地区はじめ、浦安には高齢者が多くこの方々の趣味、体力増加に寄与し健康な毎日を過ごせる労働エリアの実現をお願いしたい。	E	基本計画（素案）では、閑静な住環境を維持しながら、生活交通や災害時の避難、快適な通学・通園動線の確保といった緑道等としての整備を基本的な方針として位置づけており、市民農園に関する意見については、今後の参考とさせていただきます。	P7～9 今川地区基本計画図 P11 施設整備の考え方
5	6. 基本計画 3) 入船四丁目地区	入船四丁目基本計画図において、緑道へのアクセス出入口が交差点部ではない箇所に配置されているが、利便性を考えれば各交差点部に設けるほうが良いと考える。（計画図では 200m 毎くらいで不規則な位置に設けられている。）	E	基本設計・実施設計の際の参考とさせていただきます。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P20 施設整備の考え方
		防音壁の位置について、計画図では現在の堤防の南端（日の出側）に設けられているが、既存の緑地帯と緑道を一体化し緑道を広く取ることはできないか。 県道側へ抜ける出口をメディカルガーデン/イビスホテル間の道路へ横断歩道の設置とセットで整備してほしい。 入船四丁目と日の出境界を走る県道には信号がなく、メディカルガーデン/イビスホテル間の道から県道への車の利用が多く、自転車の利用も多々見られる。 このメディカルガーデン/イビスホテル間の県道へ出る道の第二湾岸道路予定地を横切る部分は歩道スペースも全く無く道幅が細くなっているため自転車には危険だと感じる。 自転車の利用も考慮して県道の路側帯を自転車利用に開放すべきではないかと考える。	D	県道側への通り抜けに関しては、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、通路を設けない計画としています。 また県道未利用地とメディカルガーデン等の敷地の間に、三番瀬からシンボルロードを横断する形で自転車道と歩道が整備されていることから、県道を入船側に横断させるための信号機や横断歩道、入船側の歩道を自転車道として設ける考えはございません。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P20 施設整備の考え方
6	4. 現地状況から求められる機能や施設設置の整理	基本計画（素案）では、全地区一律で護岸撤去のうえ遊歩道・防音壁設置を提示されておりましたが、全地区一律の有効活用策ではなく、護岸を一定の形式で残して有効活用することで、「みどりのネットワーク」に資する方策もあると考える。 護岸を一定の形式で残して有効活用することも選択肢としていただき、さつき苑地区住民との協議の場を設置して住民理解を得たうえで、来年度以降の計画具体化を進めていただきたい。	A	意見交換会でも同様の意見をいただいております、旧護岸の形状を踏襲しつつ歩行空間・緑地帯を形成していく基本計画図に修正いたしました。 今後、基本設計・実施設計に取り組んでいくこととなりますが、設計業務に入る前に意見交換ができる機会を設けたいと考えております。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P20 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

7	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	基本計画を実行する積極的理由が存在しない。 ①景観上も旧護岸の存在が障害となっていない。 ②景観上で旧護岸に必要な事は一部の軽微な破損修復、除草・剪定の実施サイクルの短縮・周辺警備紐の老朽化対応などの管理活動の充実である。 基本計画内容を強化しても旧護岸が現在果たしている防音・防犯・交通安全上の効果について景観を損なわず実現出来ない。 基本計画での緑道化の目的に適合性がない。 ① 緊急時の避難経路となる車道・歩道ともに直線で整備されている。 ② 通学（今川地区から入船小・中学へ）はわかしお歩道橋経由・信号設置の横断歩道が使用されており危険性はない。 ③ ジョギング・ウォーキングには県道（明海鉄鋼通り線）の対岸である明海側に同一方向に幅 25mの緑道が作られるので不足している状態ではない。 ④ シンボルロード交差点から旧護岸に沿って徒歩する方はごくまれであり、緑道を多数の人が使用する事は期待できない。	A	入船三丁目地区については、いただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
		基本計画の実施が千葉県からの無償貸し付けの条件とは受け入れがたい。 敵国から用地を無償での貸与を受けたのではなく、我々が県民でもある千葉県からの貸し付けとは、むしろ千葉県からの管理責任の押し付けられたとしか思えず、『旧護岸の緑道化』を必須順守事項ととらえる必要はない。	E	計画対象地は「総合計画」や「都市計画マスタープラン」において緑のネットワークを形成する上で重要な空間であるとされており、本市の示す土地利用と千葉県より示された無償貸付の条件に相違ないものと考えております。	
8	3. 基本方針の設定	シンボルロードの交差点に「辻の演出ゾーン」は重量車両の通行が多く、とても憩いのゾーンにはなりにくいため、重量車両の通行制限をしてから、検討してはと思う。	E	浦安市景観計画では、シンボルロードとの交差部に辻の演出を行うことが示されており、関連計画との整合を踏まえ位置づけを行ったところです。 辻の演出ゾーンには、埋立地における歴史的な構造物であり、本市の埋立事業の歴史・記憶を継承するという考えのもとパネルの設置等を行うこととしております。 また、シンボルロード沿線の歩行空間については、歩行者の通行量も多く、憩いの空間として十分機能するよう基本設計・実施設計において配置する設備等を検討してまいります。 なお、重量車両の通行を制限する考えはございません。	P2～3 基本方針の設定

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	入船三丁目地区に関する護岸有効計画については入船中央エステートの住民は県道側への通行を考えていないと思われる。 現状で、生活には不便を感じてはならず、現状を維持して護岸を覆っているコンクリート片の飛散防止、護岸の上部は立ち入り禁止の措置を講じて頂きたい。 地区住民としては、気分的に防犯の役目あると感じている。	A	入船三丁目地区については、いただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
9	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	サインパネルの設置に反対する。 現在シンボルロードには街路樹について解説したサインパネルが設置されているが、塗装が剥げて読めなくなってから10年以上放置されており、新たにパネルを設置する前に既存のパネルを修復するべきと思う。 加えて壊れたまま放置されている水施設も修繕すべき。	D	旧護岸は、埋立地における歴史的な構造物であり、本市の埋立事業の歴史・記憶を継承するという考えのもと配置するものです。 今後、基本設計・実施設計に取り組んでいくこととなりますが、維持・管理を見据えた仕様を検討いたします。 なお、水施設については、シンボルロード沿い（入船東エスレート付近）に設置しているものと推定させていただきますが、担当課へ情報共有いたしました。	P16 入船三丁目地区の整備イメージ
10	3. 基本方針の設定	東日本大震災で、旧護岸から土砂が噴出し、ブロック間の亀裂が拡大し、旧護岸が沈下したこと、落下したブロックもあったこと、現在は地震直後の波打った形状で残存し、老朽化が進んで更に危険であることを、旧護岸撤去理由として示してほしい。	D	基本計画（素案）では、各地区の住民意向が異なっており、全地区一律に旧護岸を撤去するものではないため、旧護岸撤去理由の記載はしていません。	P2～3 基本方針の設定
11	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	護岸のおかげで閑静かつ良好な治安、またプライバシーの保全が維持できていると考える。 不特定多数の人が入り込める余地がある計画、また不特定多数の人から見られる可能性がある計画であり、同意できかねる。 また横幅をもった護岸構造のおかげで、県道を走行するトラックの騒音・振動がある程度遮られていることも重要である。 さらに、高潮時や津波襲来時に護岸によりある程度の被害軽減につながると考える。 以上の理由により、素案は白紙撤回していただき、護岸の構造や改造は行わず維持し、破損個所があれば必要に応じて修繕を希望する。	A	入船三丁目地区については、いただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
12	7. その他	これら護岸にて、ペロブスカイト太陽電池の実証実験を行うことで、これまで太陽光発電が設置できなかった箇所にも設置できる特長を広く情報発信し、ペロブスカイト太陽電池の普及ひいては浦安市の脱炭素化を啓蒙していくのはどうか。	E	当該用地は所有者である千葉県より緑のネットワークの形成に関連する事業のために使用することを条件に市で借り受けるものとなっております。 ペロブスカイト太陽電池については民間事業者が実証事件等を行っていると同っておりますが、実証実験を行う場所として当該用地を貸し付ける考えはございません。	該当ページなし

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

13	6. 基本計画 1) 今川地区	今川地区の生活環境問題だけではなく、他地区を含む旧護岸全体の調和性から、護岸の安易な撤去には慎重であるべきで、歴史的に果たしてきた役割を失うことなく保全することが大前提となるものとする。 旧護岸は住居を守る石垣同様なものであり、県の掲げる「みどりのネットワーク形成」に資するものとして、住環境を損なうことなく、費用対効果を考えつつ保全し、みどりを創生していくことが大切である。 素案に対しては以下のとおり改善案を提案する。 今川地区護岸の片側の傾斜が緩い面のコンクリートを全面撤去し、傾斜に沿って市松模様の植樹をする。 既存樹木のカイズカイブキを前に見て、手前にマサキなどの低木、後方に沿って、スダジイ、クロガネモチ、マテバシイ、タブノキ、クロマツなど、常緑樹の高木となる木の苗木をせり上げるように植樹する。 剪定作業は最小限にして、樹木の自然な成長を促す。 南向きのこともあり、マサキとカイズカイブキの間の日射の日陰関係もあり、年月世代を超えて自然と歩いて踏みならした遊歩道ができあがっていく。 なお、入船三・四丁目地区については、高木が育っており景観的に調和がとれていることから、自然の遊歩道の充実を図り整備を行う。	C	東日本大震災による旧護岸の破損や沈下は、計画対象地全体でみられておりますが、特に今川地区ではその影響が大きく、過年度より旧護岸撤去及び用地の再整備のご要望をいただいております。 こうした地区のご意向を踏まえ、今川地区では旧護岸をすべて撤去したうえでこれまで果たしてきた副次的な機能を確保しつつ緑道整備を行うこととしております。 植栽に関するご意見につきましては、基本設計・実施設計の際の参考意見とさせていただきます。	P7～9 今川地区基本計画図 P10 現状の分析 P11 施設整備の考え方
14	4. 現地状況から求められる機能や施設設置の整理	第二湾岸道路沿いの緑道にシンボルとして桜並木を提案する。 桜の根は強いので、北側にあっては歩道から 10m 程空ける必要がある。	D	既存の緑地帯は、基本的に整備範囲外となるため、既存の緑を活用することを想定しておりますが、新規に整備する緑道等の街路樹の樹種については、参考意見とさせていただきます。	P4 現地状況から求められる機能や施設配置の整理
	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	旧護岸を壊し遊歩道を整備するのではなく、旧護岸の住宅地側コンクリートはそのまま残し、第二湾岸側のコンクリートを剥がし、緩やかな傾斜の土手として植栽で整備する。 防音&目隠しとして、堤防の上端部分をカイズカイブキの垣根とすることで人工物は可能な限り排除したい。 すでにあるカイズカイブキをはじめとする成長した樹木はできるだけ現状を維持し、隙間に新たな植栽を実施する。 成長した樹木の移植は可能な限り避けるのが望ましい。 山側と海側の往来のために、入船中央団地と入船中のある道路の突き当り、50m 程、入船中寄りに歩道橋を設置する。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。 いただいたご意見については旧護岸のあり方について検討する際に参考意見とさせていただきます。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

	7. その他	中町、新町は埋め立て地であり土壌が悪い、公園や歩道の樹木植栽のせん定の際にでた枝や葉はチップー車で粉砕し、街路樹や公園でチップを撒く。夏季の乾燥防止に役立つほか、朽ちればやがて腐葉土となり、土となる。	E	公園や街路の樹木せん定の際に出た枝などについては、チップ状に粉砕し、たい肥として公園や緑道整備の際に活用しており、また、植木まつりにて無償配布しております。	該当ページなし
15	5. 各地区のゾーニング（整備イメージ）	旧護岸保全ゾーンをシンボルロード付近まで延伸すべきと考える。 明海鉄鋼通り線沿いに防音壁を設置するとはいえ、遊歩道からの視線や防犯面で懸念がある。 さらには明海大学とホテルマイステイズの間の道路から明海鉄鋼通り線を横断し護岸を乗り越えて新浦安方面に向かう人達の横断が増え人身事故の増加につながる施策と思う。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P5 各地区のゾーニング（整備イメージ） P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	リバーサイド地区と入船中学校の間の道路を遊歩道利用者、今川地区からの利用者が多数になることで、静かな住宅地が夜遅くまで騒音等に悩まされる。 入船地区の通学路とした入船橋からの通路については、明海球技場側の階段がすでにあるためそれを活用するようにすれば費用は掛からない。 入船三丁目側に降りるのであれば、明海球技場側と同じ位置に階段を設置するスペースは十分であり、そちらに設置すれば既存の歩道とつながるのではないか。	A	今川地区から入船小学校・中学校に通う生徒は、境川わかしお歩道橋を渡って通学しておりますが、交通量が多く接触事故が発生するなどの課題を抱えております。 基本計画（素案）では、生徒の安全性を確保するため緑道の一部を通行可能とする案を示していましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、新規通学路ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。	
	7. その他	計画図とおり整備されたとしてもその後の維持が不安。 シンボルロードや明海球技場脇広場又は境川沿い遊歩道等の雑草が伸びたまま放置されている。 維持管理コストを考慮していない緑道は迷惑であり必要か疑問である。 護岸と境川沿いの松林緑地帯並びに護岸と明海鉄鋼通り線の間にある雑木林緑地帯の雑草除去等の維持管理を強く望む。	E	整備後については、適切な維持・管理に努めたいと考えております。 なお、既存の緑地の維持管理に対する要望については、担当課へ情報共有いたしました。	

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

16	5. 各地区のゾーニング（整備イメージ）	入船三丁目地区は現在の静かで快適な住環境を強く望んでおり、県道への通り抜けの必要性も低いことから、通路を作ることなく入船三丁目全体を旧護岸保全ゾーンとして残し補修することを望む。 通路を作れば入船小学校・入船中学校の子どもたちだけではなく、駅に向かう通勤通学の自転車や歩行者、キャスターを引いた旅行者にも利用されることになり、通学路の安全性確保や快適な生活の維持にはふさわしくないのではないかと考える。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。 今川地区から入船小学校・中学校に通う生徒は、境川わかしお歩道橋を渡って通学しておりますが、交通量が多く接触事故が発生するなどの課題を抱えております。 基本計画（素案）では、生徒の安全性を確保するため緑道の一部を通行可能とする案を示しておりましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、新規通学路ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。	P5 各地区のゾーニング（整備イメージ）
17	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	「入船橋」・「明海交差点」バス停付近の整備と、今川・入船方面への直接の導線の確保を併せて行ってほしい。 現状、当該両バス停から護岸を超えた北方面（今川・入船方面）へのアクセスがしづらく、両バス停とも閑散としてしまっている状況であり、歩行者用の通路があるだけでも利便性が大幅に高まることから、素案の「ポケットパーク」をバス停付近に移設して一体的に整備したほうが合理的なのではないか。 また、鉄鋼通りは横断歩道の数少なく、両バス停からの距離も離れているというのも問題なのではないだろうかと考える。 特に入船橋バス停付近は新浦安駅からも離れており、必要不可欠なのではないかと考える。	D	基本計画（素案）では新規の通学路として旧護岸を通行可能とする案を示しておりましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、通路は廃止し地区の課題として引き続き検討していくことといたしました。 なお、明海鉄鋼通り線を横断可能とする考えは現時点ではございません。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
18	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	旧護岸を撤去し遊歩道として整備することに反対である。 旧護岸は解体・撤去ではなく、護岸外側の大きな樹木の空きは樹木補植により工事費は大幅な減額が見込まれることから検討を要望する。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P15 施設整備の考え方
	7. その他	大気汚染の状況把握のための環境基準の測定を望む。 また、パブリックコメントの実施後、修正前に意見交換会の開催を望む。 パブリックコメントの判断は真の民意を把握するためリクリッドの取入れの検討と実行をお願いする。	E	環境基準値の測定に関しては、担当課と情報共有いたしました。 パブリックコメントについては、基本計画（素案）に対する意見と市の考え方を自治会への説明及び市のホームページでお知らせいたします。	
19	6. 基本計画 3) 入船四丁目地区	計画は素晴らしいかと思う。 入船四丁目と三番瀬、入船四丁目と日の出間のガードレールをまたいで横断する方がいるため、横断歩道のない道路を渡らないよう配慮された計画となるようお願いしたい。	E	参考意見とさせていただきます。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P20 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

20	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	(1) 入船中学校と入船中央エステートの市道第 5-43 号線と交差する護岸跡に、ポケットパークをもう一箇所作り、歩行者と自転車(車イス)の行き来がし易いようにして頂きたい。 基本計画図では、護岸は「遊歩道」と呼称され、植樹帯との間に半透明の防音目隠しフェンスを全体に設置するとされているが、護岸がフェンスに置き変わっただけで閉じられた空間のままとなり、横に行き来できない真直ぐな歩道が 3 本平行に並ぶだけの、現在と変わらない人の行き来のない寂しい歩道になるだけと思う。 防音フェンスの有効性を温存しつつ、その設置位置を新設の遊歩道と樹木帯の間ではなく、既存の歩道側で入船中央エステートを取り囲むように設置をするのがより賢明ではないか。 県道を挟んで反対側の明海地区の住民は、完全に排除されてしまっているように受け取れる。	D	基本計画(素案)の基本方針のとおり閑静な住環境を保全しつつ緑のネットワークを形成することを目指しており、基本計画(素案)で示している通路については、今川地区からの入船小学校・中学校に通学する生徒の安全な通学路の確保を目的として位置づけたものです。 しかしながら、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、入船三丁目は旧護岸のあり方検討ゾーンとし、新規通学路ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。 なお、本計画の策定に当たって、県道に新たな信号機設置や横断歩道を整備する考えはございません。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
		(2) 入船三丁目の護岸は東側の端でシンボルロードと交差しているが、毎日のようにこのシンボルロードの交差点と東端護岸の横の歩道を通っている者としては、東端護岸一帯は、歩行者と自転車、市道 5-43 号線に出入する入船中央エステートの住民の車や商業車でいつも混雑していて、安全な場所とは思えない。	D	浦安市景観計画では、シンボルロードとの交差部に辻の演出を行うことが示されており、関連計画との整合を踏まえ位置づけを行ったところです。 辻の演出ゾーンには、埋立地における歴史的な構造物であり、本市の埋立事業の歴史・記憶を継承するという考えのもと広場を設けパネルの設置等を行うこととしております。 なお、整備に当たって、安全性にも配慮し設計を進めていきたいと考えております。	
		(3) 入船三丁目の境川沿いの護岸は L 字型にかなり大きく保存されるということだが、辻の広場の計画場所として、護岸の歴史パネルの展示、ベンチの設置計画を護岸の北端(境川沿いの先端)に設置するのが、メモリーとして相応しいのではないか。 今川から登校する中学生のために陸橋脇に歩道とポケットパークを作るようだが、陸橋と護岸の間に陸橋下の道路から入れる、例えば栗の木の敷板を敷き詰めた小路と街灯のある通路にして、行き来ができ開放的な見える通路にして欲しい。	A	辻広場の計画箇所については、入船三丁目地区のほぼ全域を旧護岸のあり方検討ゾーンとして修正した結果、旧護岸と隣接する形となりました。 入船橋の脇の通路の活用については、今後の旧護岸のあり方検討の参考意見とさせていただきます。	

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		(4) 入船三丁目地区が、「明海地区への県道横断歩道がシンボルロード交差点部のみであることから鑑みると、県道側へ抜ける歩行者通路の設置の必要性は低い」と書かれているが、果たして本当に低いのか。 シンボルロードの交差点は、風が吹くと自転車でも吹き飛ばされるほどの風量となり、雨が降ると県道の中央が高く端が低い道路作りの為、一つしかない横断歩道は、駅側と海側とも排水溝が機能せず、すぐに深く大きな水たまりとなり、長靴を履かなければならないほどの歩行困難になる。 そのため(1)で述べた箇所にポケットパークを設けて、その前の県道に歩道を設置して、明海方面から安心して渡れるようにして頂きたい。 県道が市道より15cm高く、県道側からの雨水流入防止の為に盛り土を入船三丁目地区ではするようだが、明海地区の雨水流入防止は対策を取っているのか。	D	平成30年度に実施したアンケート調査では、歩道の通路としてのニーズは低い結果となっております。 本計画の計画対象地は、旧護岸用地であり、シンボルロードや明海地区の雨水に関する対策等について本計画で言及するものではございませんが、担当課に情報共有いたしました。 また、本計画の策定に当たって、明海鉄鋼通り線に新たな信号機設置や横断歩道を整備する考えはございません。	
21	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	現護岸を撤去し新たに緑道を整備したいとの計画だが、現護岸を補修修理して使用することは不可能なのか。 緑道が出来れば、今まで以上に人の往来は増え、その結果、騒音増加、治安悪化、ゴミやタバコのポイ捨てが増加する懸念がある。 騒音・治安について言えば、日が暮れても、数人でたむろし、大声で会話し酒を飲み騒ぎ廻る、夏ともなれば、花火を打ち上げるような事が考えられ、とても不安である。 定期的に、毎日巡回警備を実施していただけるのであれば、まだ安心して過ごせるが。 また、出来た緑道の雑草、草刈など毎月一回定期的に実施出来るのか。作ったは良いけれど草ぼうぼうでは本末転倒である。 以上の事より、現護岸を維持補修し存続させる事を強く要望する。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
22	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	入船三丁目護岸を修理・補強を施しそのまま残していただきたい。 遊歩道を作る以前に「住民の安全を守る」歴史的価値のある旧護岸をぜひ残していただきたい。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

23	6. 基本計画 3) 入船四丁目 地区	(1) 現在の明海鉄鋼通り道路構造が変則的であり、メディカルガーデン新浦安から県道に出て車道を走る自転車を時折見かけ危険を感じることから、将来像を見越したうえで何らかの措置が必要と思う。	E	自転車について、基本的には車道の側道を通行可能となっておりますが、さらに安全性を考慮し、メディカルガーデンからシンボルロードに向けて自転車通行路の整備を行ったところです。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P20 施設整備の考え方
	6. 基本計画 3) 入船四丁目 地区	(2) 遊歩道沿いの植栽の工夫の余地は十分あるのではないかな。 子どもたちの通学時の暑熱対策として部分的にも高木による緑陰形成は意義があるのではないかな。 ゆるやかな高低差をもうけることでこれまで障壁で果たしてきた緩衝地帯の役割を継承することができるのではないかな。 遊歩道部分に設けられている防音壁は、人に親しみを感じない工作物になるため、護岸下の明海鉄鋼通り線脇に設け、遊歩道から植栽などで目立たない工夫が必要と考える。 遊歩道部分に緑陰がないと暑い日差しの中を歩くことになるので、緑陰を与える中高木の植栽を設けることが望まれる。	B	基本計画（素案）では、盛土や低木、中木の配置などにより、日差しや景觀に配慮する計画としておりますが、防音壁の設置位置等については基本設計・実施設計の際の参考とさせていただきます。	
	6. 基本計画 1) 今川地区	(3) 第1 期埋め立て護岸の歴史を残す部分として、入船三丁目地区の旧護岸保存地区だけではなく、今川地区の境川沿い部分は人通りが多いので、境川沿いの歴史を感じる風景として、旧護岸保存地区として残せないかな。	D	今川地区については、震災による影響の大きい旧護岸を撤去して利活用する意向が多く、保全地区として残す考えはございません。	P7～9 今川地区基本計画図 P10 現状の分析 P11 施設整備の考え方
24	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	入船三丁目地区については、静かで落ち着いた現状の住環境を維持するため、旧護岸を現在のまま保全を図ることを強く望んでおり、入船中学校付近に、県道側へ抜ける歩行者通路を設置することに反対である。 また、大型車両が多く通行している県道を人が横断することを黙認するかのような施策は実施すべきではないと考える。 緑道計画については人手不足あるいは予算の都合上、手入れが追いつかず、雑草が生い茂り、却って景觀の悪化を招くことを危惧している。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
25	5. 各地区のゾーニング（整備イメージ）	今川地区からの通学には必ず若潮歩道橋を渡るが、その際に特に朝は車や自転車の往来が多いため、危険性について多くの保護者から指摘がある。 実際に自転車と子供がぶつかる事故が二件発生し、2018 年の春には市と県の警察の方をお願いして信号のタイミングを調節してもらったが、大きな効果はなく、やはり高速で歩道を通行する自転車などに危険を感じている。 入船橋のそれぞれのふもと付近に通路を設けることで、子供た	B	基本計画（素案）では、新規通学路ゾーンについては、今川地区、入船三丁目地区の護岸をそれぞれ撤去し通路を設ける案を示しておりました。 しかしながら、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、入船三丁目は旧護岸のあり方検討ゾーンとし、新規通学路ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。	P5 各地区のゾーニング（整備イメージ）

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		ちは危険な交差点を回避でき、信号を渡らずに通学ができる。 入船側の方々にとっては、子どもが通学で通ることにより多少賑やかになるというデメリットがあるのは承知しているが、何かあってからでは遅いので子どもの命を第一に地域で考えていただければと思う。			
26	3. 基本方針の設定	基本方針③の旧護岸の効果に、「住居地域と都市計画道路3・1・7号環境の動線的・物理的隔離による防犯およびプライバシー維持」が抜けているので追記が必要。 ・基本方針④で「今川地区から入船小・中学校の通学のために県道側へ抜ける通路を設置する」とあるが、これには合理的理由がないため削除すべき。 入船橋のたもとから境川沿い歩道に降りる階段を作れば、旧護岸を跨ぐ通路を設けずとも歩行者動線は確保できる。	A	ご指摘の点について追記・修正しました。	P2～3 基本方針の設定
		基本方針⑤で「パネルの展示等を考慮した広場等を計画」とあるが入船3丁目の旧護岸を全て残すことでその代替となるためパネルや広場は不要。 沈下した形状をそのまま「辻」付近に残すことは、本市では不可避である再液状化リスクの忘却を防ぎ、防災上も意義がある。	B	浦安市景観計画では、シンボルロードとの交差部に辻の演出を行うことが示されており、関連計画との整合を踏まえ位置づけを行ったところです。 辻の演出ゾーンには、埋立地における歴史的な構造物であり、本市の埋立事業の歴史・記憶を継承するという考えのもとパネルの設置等を行うこととしております。 ご指摘のありました防災上の意義や震災の記憶の継承という観点につきましても基本設計・実施設計において配置する設備等を検討の際の参考にさせていただきます。	
	4. 現地状況から求められる機能や施設設置の整理	4.章の図4は、項目自体が基本方針と一致しておらず、防犯、プライバシー維持、騒音遮断等の重要機能も含まれない。意味合い不詳のイメージであるので削除すべき。	A	表現を修正いたしました。	P4 現地状況から求められる機能や施設配置の整理
		4.章P4下部で旧護岸撤去後の対応を述べているが、入船三丁目は旧護岸を全て残すので対応は不要であり、適用外であることを記載すべき。	D	地区ごとに整備方針を個別に検討する旨が記載されておりますので、追記はいたしません。	
27	6. 基本計画 1) 今川地区	通学路として今川二丁目と入船三丁目の部分に歩行者通路を作るのは良いと思うが、構造を見直ししてほしい。 構造のモデルとしているのは、今川二丁目と三丁目の間にある、ポケットパーク併設型のものとのことだが、この通行路の利用は著しく低く、その理由は通行部がコの字型の形状になっているため、通行に時間がかかるからだと思う。	C	ポケットパーク併設の歩行者用通路については、基本設計・実施設計を行う上で、先行して整備したモデルケースの利用状況やいただいたご意見を踏まえ検討してまいります。	P7～9 今川地区基本計画図 P10 現状の分析 P11 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		シンプルな構造の旧来の通路を利用する人がほとんどである。 以上のことから新設する歩行路は、ポケットパーク併設でも構わないが、シンプルな直線型が良いと思う。 上記の今川二丁目にある旧来の歩行者通行路の場所に、シンプルな歩行者通行路を設けてほしい。 もしくは、既設のポケットパーク併設型の通路をシンプルな直線型に変更してほしい。			
28	7. その他	素案通りに計画が出来たとして 工事完了はいつ頃の予定か。 近隣に住んでいない身としても 出来上がりが楽しみ。	E	基本計画策定後、基本設計・実施設計を行い、その後整備に着手する流れを想定しています。 基本計画策定と並行して必要な工事量等を整理しておりますので、現時点で完了予定をお示しすることはできません。	該当ページなし
29	3. 基本方針の設定	(1) 入船三丁目付近については、既に「第二堤防緑道」と地図にも表示されている常緑樹が連なる緑道があり「みどりのネットワーク」が形成されているが、今回はその隣に並行して遊歩道を設置することで連続した緑道の整備を目指しているとのことだが、遊歩道を設置する理由になっていない。 新たに質の低い遊歩道を造営するのではなく、現在放置されている「緑道」の維持管理をしっかりと行うことが低コストで有効な「みどりのネットワーク機能」をより高めることになることから、維持管理対応を切望する。	A	計画対象地と県道を挟んで反対側で行われている、県道未利用地を対象地とした多目的な暫定整備緑道整備との総合的な「緑のネットワークを形成する」ことと修正いたしました。 「入船三丁目堤防緑地帯」の維持管理については、担当課へ情報共有いたしました。	P3 基本方針の設定
	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	(2) 「県道側の入船橋を経由する通学経路の確保が望まれるため県道側に抜ける歩行者通路の設置が望まれる。」ともあるが、この新たな通学路設置に疑問である。 県道からの抜け道を作れば「新浦安駅から今川地区・明海地区・高洲地区」にかけて高校生、通勤者、県道対岸のホテル等施設利用者も利用する新しい道の流れを作ることになり、元来居住者を中心とした道路として設計されていた静かな住宅地道路の交通量が増容することになる。 この新通学路のために、入船三丁目居住者は「騒音・防犯・目隠し・交通量増大」リスクが高まり、現在の静かで快適な住環境が維持できなくなる。 多大なデメリットをもたらすにも関わらず、今川地区の一部の児童に対する通学路確保の解決策として旧護岸に抜け道を作るとは地域全体にとって適切なものになるのか甚だ疑問である。	A	基本計画(素案)では新規の通学路として旧護岸を通行可能とする案を示しておりましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、新規通学路ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	(3) 新規遊歩道設計上の問題点 【施設整備の考え方】(素案 P15) では、1.5m の半透明板の防音目隠しフェンスを設置し、「騒音緩和」・「目隠し」効果を維持することですが、整備内容と効果に疑問点がある。 「騒音緩和」効果への疑問①防音壁の高さと位置、効果の質を高さ 1.5m の防音壁で果たしてどの程度騒音緩和できるのか確認しているのか。 設置位置についても、新規遊歩道と現行緑道の間地点に設置するのは道路騒音発生源から遠くなり、理に適っておらず、防音フェンスは護岸が持つ物量としての効果を全く反映していない。 「騒音緩和」効果への疑問②防音壁の切断位置県道からの抜け道を入船中学校付近に設置予定とされていますが、音は直線的に広がるわけではなく、防音壁の開放された周囲に回り込むように広がるため、入船中学校付近で途絶えた壁の斜め方向にある戸建て住宅に向かってより大きな騒音が届いてしまう。本気で防音を考えて設置計画をしているとはとても思えない。 防音壁は遊歩道と緑道の間にあり、住宅との間には目隠しになるものは全く存在せず、それだけでなく遊歩道は住宅道路より 50cm 高い位置であり、住宅を見下ろし住宅側は覗き込まれる位置関係にプライバシーの確保においても許容できる状況でない。 素案の遊歩道の仕様は旧護岸の機能に比べて全く不十分および改悪になっており、旧護岸を撤去して遊歩道を作るべきでないことを如実に表している。 なお、入船中学校区画部分の中央近辺は震災による沈下が大きくなっていて、この部分を狙って明海地区側から県道を横断し、護岸を乗り越えて駅へ向かう人が増加していると感じている。 近頃「明海地区北側緑道」が整備され、サッカー球技場脇の歩道が大きく嵩上げされ見晴らしが良くなってから乗り越える人が増加していることはないではないか。 危険行為防止のため、(旧護岸の活用計画とは別に) 速やかに乗り越え防止用として 2.0m 以上のフェンスの設置を要望する	A	(3) 入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
--	---------------------------	--	---	--	--

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	(4) 旧護岸保存ゾーン計画の問題点 「東側のシンボルロード交差部に旧護岸の歴史を物語る広場を計画する。」「第1期埋立護岸の歴史を物語る『旧護岸保全ゾーン』を計画する。」とされているが、「辻広場」と「旧護岸保全ゾーン」の距離があまりに離れていて、サインパネルを見るだけではどこにどのように存在しているのか想起しにくい。 パネル説明よりも、入船三丁目地区全体の護岸を「旧護岸保全ゾーン」として残すことで目線を向けるだけで護岸が見え、更に護岸を辿ると震災の爪痕を目視し理解を深めることにもつながる（日比谷公園入口脇の日比谷見附が好例）。	C	浦安市景観計画では、シンボルロードとの交差部に辻の演出を行うことが示されており、関連計画との整合を踏まえ位置づけを行ったところ。 辻の演出ゾーンには、埋立地における歴史的な構造物であり、本市の埋立事業の歴史・記憶を継承するという考えのもとパネルの設置等を行うこととしております。 ご指摘のありました震災の爪痕を見て理解するという観点につきましても基本設計・実施設計において配置する設備等を検討の際の参考にさせていただきます。	P16 辻広場イメージ
30	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	護岸撤去、みどりのネットワーク形成に反対である。 私たちの快適な住環境を壊さないでほしい。 護岸の劣化部分を修復し存続することを強く希望する。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
31	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	護岸撤去、みどりのネットワーク形成に反対である。 私たちの快適な住環境を壊さないでほしい。 護岸の劣化部分を修復し存続することを強く希望する。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方
32	6. 基本計画 2) 入船三丁目 地区	入船三丁目、入船中学の所までは歩道が整備されているが、そこから先は歩道がない。 護岸を無くして、遊歩道と緑道を作られるのは良いことだと思うが、入船中学校の先に歩道(人が安全に歩ける道)を作る考えはあるのか。 計画では、遺構としてそのままのかたちを維持して、入船中学校辺りから先は護岸を残す計画と理解しましたが、あの部分こそ護岸を撤去して歩ける場所を確保して欲しい。 松林が立派に成長して、夏は木陰を提供している。 あの松林から先に少し空き地があるので、護岸を撤去したらできたスペースですずっと歩いてきた人が腰かけて休息をとれる緑地等があれば、身も心も休まる場所が作れるのではないかな。 浦安市も高齢化しているのでベンチ等が所々に設置されていると体の不自由な人には優しい町になる。	D	いただいたご意見のとおり、基本計画（素案）では入船三丁目の一部を旧護岸保全ゾーンとして位置づけをしていたところですが、入船三丁目地区全体として、現在の環境を変えることなく住環境を保全したいという意向が多いことから、入船三丁目地区全体を旧護岸のあり方検討ゾーンとして、旧護岸の保全のあり方について検討していくことといたしました。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

33	6. 基本計画 1) 今川地区	遊歩道の整備にあたっては、是非、季節を感じられる街路樹や街路花壇を設けて歩く楽しみを作っていただきたい。 気軽に近所でお散歩できる環境としてこの緑道を有効に利用できたら有難い。 何もない道路を歩くよりも、春は境川の桜、秋は富岡のイチョウや境川の紅葉と言った季節の草花を見る事がそのモチベーション（家を出る原動力）になるとつくづく実感しているので、この緑道にも季節を感じられるような特徴的な植物を植えていただけると嬉しい。 休憩スポットとしてベンチを設け、その上に藤棚を設置することで、鑑賞にも暑さ対策にもなる また、遊歩道一帯をパーゴラにして藤棚緑道にするのも素敵だと思う。 明海の丘公園の境川近くにあるような健康遊具も設置していただきたい。 地域にお散歩をする人が増えれば、防犯にも繋がるのではないかと思う。	E	配置する樹種について、基本設計・実施設計を行う上での参考とさせていただきます。 また、休憩スペースや健康遊具の設置については、基本設計・実施設計を行う上での参考とさせていただきます。	P7～9 今川地区基本計画図 P10 現状の分析 P11 施設整備の考え方
34	6. 基本計画 3) 入船四丁目地区	入船四丁目区間については、シンボルロードから入船四丁目側の歩道に入り、イビスホテルへ向かう宿泊者等、来街者の通行があり、当該歩道から明海鉄鋼通り線を南側にわたる横断帯はないためガードレールを乗り越えて乱横断する人の流れが見られる。 明海鉄鋼通り線の通行環境維持のためには横断帯を設けるべきではないと考えるため、シンボルロードから入船四丁目側の歩道又は整備される遊歩道に侵入した場合は日の出側に横断できない旨の案内を徹底していただきたい。 防音壁として設置される半透明版については景観の観点からはあまり高くしない方がよいとは理解するが、防音効果については十分な高さなのではないでしょうか。今後、明海鉄鋼通り線の交通量の増大も予想されるため防音上有効なものとしていただきたいと考える。	E	本計画において、入船地区と日の出地区の間にある県道を横断可能とする考えはございません。 新設する歩行空間の利用者に対する県道の横断防止に関しては、基本設計・実施設計を行う上での参考とさせていただきます。	P17～18 入船四丁目地区基本計画図 P19 現状の分析 P20 施設整備の考え方
			B	防音壁の高さについては、震災以前の旧護岸の高さである2mを基本として、雨水の流入防止を兼ねて整備する計画としています。 効果的な施設となるよう基本設計・実施設計を行ってまいります。	

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

		サインパネルについて、イメージとして斜め上方を向いたものが提示されていますが、上向きのサインパネルは天候等により汚れが付きやすくサインが見えにくくなりやすいため、維持管理に適したパネル形状にすべきと考える。 護岸有効活用に尽力されたことについて非常にありがたいことと思っており、基本計画（素案）の推進に賛成する。 市民がよりよく活用でき安全な環境確保と適正な維持管理がなされることを期待する。	E	基本設計・実施設計を行う上での参考とさせていただきます。	
35	3. 基本方針の設定	「防災面に関する視点・検討が全く欠けている」ことから総合的・長期的・根本的な再検討が必要である。 境川・三番瀬につながる今回の整備エリアは、水害（外水氾濫・内水氾濫）に対応するために重要な場所。 将来的な水害対策を行うことができる重要な場所なので、総合的、長期的な災害対策を十分に検討してからこの計画を作り直す必要がある。 長期的に考えると現在の護岸構造で大丈夫なのか、今後、長期的にどのように護岸の安全性を確保・強化して行く真剣な検討が必要であり、それなしに今回の計画を実施すべきではない。 「東日本大震災」時の旧護岸の影響についての検討結果をふまえた上で、今後整備する「止水壁」や盛り土の構造で震災が起きた場合の住宅などへの影響が示されていない。	B	本市の防災・減災に関しては「地域防災計画」や「雨水管理総合計画」にて示しており、基本計画（素案）についても関連計画との整合を踏まえて策定しているところです。 旧護岸については、海岸保全施設としての役割を終えたのち、副次的な効果として、基本計画（素案）で示すように住環境を保全に寄与してきたものと考えており、これまで果たしてきた役割を踏襲しつつ関連計画との整合や地域の意向を踏まえた計画策定を基本方針としています。 今川地区においては、地区外に指定避難場所があることから災害時の動線として使用されることや緑道・緑地として整備する箇所については、激甚化する降雨等への対応として、雨水の浸透性が高めるような緑道・緑地とするなど、防災面での役割が果たせるよう基本設計・実施設計に取り組んでまいります。	P3 基本方針の設定
		「千葉県より無償で借用し、市が整備を行うことの合意」について、検討過程で市民に知らせることもなく、目的を「緑のネットワーク」に決めたことは、住民参加、協創の精神に反する「市単独」の独断と言わざるを得ない。 最近の浦安市の計画は、計画の早い時点、おそくとも「基本構想」段階ではなく「基本計画」段階での市民意見の聴取が多くなっている。 「浦安市」が計画をかためてから意見を聞くのではなく基本構想を作成する段階で多くの意見と知恵を集める必要がある。 今回も、目的を「緑のネットワーク」に決める前に「どのような目的にするか」の全体像から多くの意見・議論・叡智を集め計画をつくるべきであったのではないかな。 計画作成のプロセスを見直す必要があるのではないかな。	E	計画対象地は「総合計画」や「都市計画マスタープラン」において緑のネットワークを形成する上で重要な空間であるとされており、本市の示す土地利用と千葉県より示された無償貸付の条件に相違ないものと考えております。 本パブリックコメントで示した基本計画（素案）については、議論のたたき台であると認識しており、いただいた意見を踏まえ、関連計画との整合性等を鑑みた上で可能な限り、地域の意向に沿った計画となるよう修正等を行っております。	

(仮称)浦安市第1期埋立護岸有効活用基本計画(素案)に対する御意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

	7. その他	「緑のネットワークの推進」について、計画地ではすでに多くの場所で樹木・高木が育っており、豊かな緑が形成されているため、積極的な意味がない。 千葉県からの「無償貸与」なので、将来的に原状回復の必要が生じる可能性があり、せっかく膨大な資金を整備及びその後の維持管理につかっても将来無駄になるケースもあること、「暫定整備」にならざるを得ないことを明記にしたうえで計画への意見聴取を行う必要がある。 第二湾岸候補道路の高洲・明海側の有効活用についても「県からの無償貸与」の形で市の膨大な予算（整備費・整備後の維持管理）を使い整備しようとしているが、高洲側は、すでにアシがはえ、雑草が繁茂していた。 今回の計画を実施すれば長期にわたり維持管理のコストがかかることも、十分、市民に知らせる必要がある。 市民の利便性から言えば、現在、高洲⇄今川、明海⇄入船の横断箇所が少ないので、その整備を優先すべきではないか。	D	計画対象地と県道を挟んで反対側で行われている、県道未利用地を対象地とした緑道整備については、将来の道路用地として土地利用が決定されているものの事業化されておらず、未利用地となっている部分の暫定利用で整備しているものです。 一方で、基本計画（素案）で計画対象地としている旧護岸用地については、普通財産として管理者である千葉県により維持管理されている点で状況が異なっております。 千葉県の施策の推進に資する事業に使用することとされているため、千葉県の計画上の位置づけ等が変わらない限りは基本計画に基づき無償で借り受けた用地の維持管理をしていく考えです。 なお、明海鉄鋼通り線を横断可能とする考えは現時点ではございません。	
36	6. 基本計画 2) 入船三丁目地区	入船三丁目については緑道ではなく、防犯上の理由から全て旧護岸保全ゾーンが良いと考える。 治安、学童、学生の安全のために住民以外の者が多く通り抜けるようになる事は望ましくない。 明海地区住民の新浦安駅への通路となることも予想され、入船三丁目地区の閑静な住環境が損なわれる。 以上のことから、三丁目全体を旧護岸のあり方検討ゾーンとし、歩行者通路は入船中央エステートと中学校の間の道に設置する。 護岸の住宅地側に侵入禁止の看板や柵が設置されており、護岸を乗り越える人は住宅地側からではなくて緑地(松林)や県道側からの侵入なので、そちら側に柵を設置して侵入を防ぐようにする。 現在の柵は景観的に悪いため撤去をお願いしたい。 計画案に今川地区からの通学路である『わかしお歩道橋』が自転車の通行で危険とあるが、通学路を多くつくるよりも『わかしお歩道橋』は自転車を降りて引くように、と交通ルールを作る方が健全ではないかと考える。	A	入船三丁目地区については、皆様からいただいたご意見を踏まえ旧護岸のあり方検討ゾーンとして位置づけ、現状の住環境を維持するための旧護岸のあり方について検討していくことといたします。 通学路については、生徒の安全性を確保するため入船地区の緑道の一部から県道側へ通行可能とする案を示しておりましたが、通行可能とすることによる住環境への影響を鑑み、ゾーンとしての位置づけは削除し、地区の課題として引き続き検討してまいります。 看板や柵のご指摘については、葛南土木事務所と状況共有いたしました。	P12～13 入船三丁目地区基本計画図 P14 現状の分析 P15 施設整備の考え方